

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (水国局)	箱崎海岸 江角崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○※	181.6m	—	181.6m	—	壱岐市芦辺町の一部	荒地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	壱岐市	長崎県 (水国局)	八幡海岸 八幡崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸		1,132.8m	—	1,132.8m	—	壱岐市芦辺町の一部	道路 荒地	
				消波堤		1,003m	—	1,003m	—			
3	壱岐市	長崎県 (水国局)	八幡海岸 長者原崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸		124.9m	—	124.9m	—	壱岐市芦辺町の一部	宅地 森林	
				消波堤		190m	—	190m	—			
4	壱岐市	長崎県 (水国局)	若松海岸 当田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		280.8m	—	280.8m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	170.2m	—	170.2m	—			
				消波堤		211.7m	—	211.7m	—			
5	壱岐市	長崎県 (水国局)	坪海岸 馬立地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		744.9m	—	71.1m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地 道路	
				突堤		46m	—	46m	—			
				離岸堤		50m	—	50m	—			
6	壱岐市	長崎県 (水国局)	渡良東海岸 栗岳地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		453m	—	453m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地 農地	
				護岸	○	346m	—	71m	—			
				突堤		90m	—	90m	—			
7	壱岐市	長崎県 (水国局)	渡良東海岸 長崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	消波堤		19.5m	—	19.5m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地 道路	
				護岸		104.3m	—	104.3m	—			
				護岸	○※	27.3m	—	27.3m	—			

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	壱岐市	長崎県 (水国局)	麦谷海岸 半城湾地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		291.4m	—	291.4m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○※	366.9m	—	366.9m	—			
9	壱岐市	長崎県 (水国局)	小牧海岸 小牧崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		60.8m	—	60.8m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	118.4m	—	118.4m	—			
10	壱岐市	長崎県 (水国局)	新田海岸 竹の浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		47.9m	—	47.9m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	82.2m	—	82.2m	—			
				突堤		34m	—	34m	—			
11	壱岐市	長崎県 (水国局)	新田海岸 遍後地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		25.9m	—	25.9m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
				護岸	○※	296.4m	—	296.4m	—			
12	壱岐市	長崎県 (水国局)	長峰本村海岸 後藤地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		173.5m	—	173.5m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	390.7m	—	390.7m	—			
13	壱岐市	長崎県 (水国局)	長峰本村海岸 篠石地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		138.8m	—	138.8m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地 道路	
				護岸	○※	410.1m	—	410.1m	—			
				突堤		21.6m	—	21.6m	—			
14	壱岐市	長崎県 (水国局)	立石西海岸 白釘崎地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		524.2m	—	524.2m	—	壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	200.8m	—	200.8m	—			
15	壱岐市	長崎県 (水国局)	大島海岸 前田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	192.8m	—	192.8m	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地 道路	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 タンス地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○※	215m	+4.0	215m	+4.0	壱岐市勝本 町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
2	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 馬場崎地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		808m	+3.2~5.7	808m	+3.2~5.7	壱岐市勝本 町の一部	宅地 農地	
				護岸	◎	—	—	70m	+4.9			
3	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 勝本地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		797m	+3.2~5	797m	+3.2~5	壱岐市勝本 町の一部	宅地 道路	
4	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 天ヶ原地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		671m	+6.0	671m	+6.0	壱岐市勝本 町の一部	農地 道路	
				護岸	○※	226m	+5.6	226m	+5.6			
				護岸	◎	—	—	450m	+4.9			
5	壱岐市	長崎県 (港湾局)	印通寺港海岸 志自岐地区 (壱岐市石田町地先)	護岸		207m	+6.2	207m	+6.2	壱岐市石田 町の一部	農地	
				護岸	○※	363m	+4.5~7.3	363m	+4.5~7.3			
6	壱岐市	長崎県 (港湾局)	印通寺港海岸 銭亀地区 (壱岐市石田町地先)	護岸	○※	258m	+3.5~5	258m	+3.5~5	壱岐市石田 町の一部	農地	
7	壱岐市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 鎌崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	770m	+3.2~5.8	770m	+3.2~5.8	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地 道路	
8	壱岐市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 郷ノ浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		40m	+3.2	40m	+3.2	壱岐市郷ノ浦 町の一部	道路	
				護岸	◎	—	—	21.8m	+3.5			
9	壱岐市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 宇土地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	250m	+3.2	250m	+3.2	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
10	壱岐市	長崎県 (港湾局)	森ノ浜港海岸 森ノ浜地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	376m	+3.2~5.3	376m	+3.2~5.3	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 龍神崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸		75m	+6.4	—	—	壱岐市芦辺 町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○※	256.5m	—	256.5m	-			
2	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 芦辺地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	135m	+5.0~6.2	33m	6.2	壱岐市芦辺 町の一部	宅地	
				護岸	○※	94m	—	94m	-			
				護岸		640m	—	—	—			
3	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 清石地区 (壱岐市芦辺町地先)	消波堤		355.5m	—	—	—	-	農地 道路	
				離岸堤		250m	+3.7	—	—	-		
				離岸堤	◎	—	—	250m	-	-		
				護岸		917m	+5.5~6.5	—	—	壱岐市芦辺 町の一部		
4	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	八幡浦漁港海岸 内海地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸		114.6m	+5.3	—	—	壱岐市芦辺 町の一部	農地	
5	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	八幡浦漁港海岸 柏崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸		803.6m	+5.0	—	—	壱岐市芦辺 町の一部	宅地 農地	
6	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	山崎漁港海岸 山崎西・曲地区 (壱岐市石田町地先)	護岸		1205.3m	+5.0	—	—	壱岐市石田 町の一部	宅地 農地	
				堤防		582m	+5.2	—	—			
				離岸堤		1基 18m	—	—	—			
7	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	七湊漁港海岸 湯ノ崎地区 (壱岐市石田町地先)	—	—	—	—	—	—	—		

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	久喜漁港海岸 久喜崎地区 (壱岐市石田町地先)	—	—	—	—	—	—	—		<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
9	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	初山漁港海岸 大久保地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		932.4m	+3.4	—	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	道路 農地	
10	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 小崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—		
11	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 神田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		159m	+4.2	—	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地	
12	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 柏地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		144.9m	+3.2	—	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
13	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 麦谷地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—		
14	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 母ヶ浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		331.6m	+4.2	—	—	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 湯ノ本地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		600.6m	+5.0	—	—	壱岐市勝本 町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ いて、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。</p>
16	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 浦海地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		570.4m	+5.0	—	—	壱岐市勝本 町の一部	宅地 農地	
17	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 筒方地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸		514.3m	+5.5	—	—	壱岐市勝本 町の一部	宅地 農地	
18	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	箱崎前浦漁港海岸 恵美須地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸		343m	+6.0	—	—	壱岐市芦辺 町の一部	道路 農地	
19	壱岐市	長崎県 (水産庁)	大島(壱岐)漁港海岸 大島地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		238m	+3.8~4.5	238m	3.8~4.5	壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	315m	+4.3	315m	4.3	壱岐市郷ノ浦 町の一部		
				突堤		190.4m	+2.5~3.8	190.4m	2.5~3.8	-		
20	壱岐市	長崎県 (水産庁)	大島(壱岐)漁港海岸 長島地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		227m	+6.1	227m	6.1	壱岐市郷ノ浦 町の一部	小学校	
21	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 牧の腰地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		107.9m	+4.2	—	—	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
22	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 崎の尻地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸		686.8m	+4.2	—	—	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大石海岸 松崎地区 (壱岐市芦辺町諸吉大石触字新松崎 244～中野郷仲触字郷他に35-1)	堤防		622	+3.3	—	—	芦辺町の一部	耕作地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
2	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	諸吉海岸 椎ノ木川地区 (壱岐市芦辺町諸吉二股触字鹿先口 1967-1～深江東触字新田又747-1)	堤防 突堤		559 1基 40m	+3.3 —	— —	— —	芦辺町の一部 —	耕作地 —	
3	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	深江海岸 深江地区 (壱岐市芦辺町深江東触字新田又747-1～深江鶴亀触字若宮250)	護岸 (水門等)		480	+3.3	—	—	芦辺町の一部	耕作地	
4	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 長手地区 (壱岐市石田町大字筒城西触字長手 1292～大字筒城山崎字大流川337)	堤防 (水門等)		553	+3.3	—	—	石田町の一部	耕作地	
5	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城山崎海岸 筒城山崎地区 (壱岐市石田町筒城触字堂崎1273～字山尻1477)	護岸		346	+3.3	—	—	石田町の一部	耕作地	
6	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城山崎海岸 山崎地区 (壱岐市石田町大字筒城山崎触字堂崎 1277-7～1271-1)	堤防 (水門等)		208	+3.3	—	—	石田町の一部	耕作 放棄地	
7	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 筒城地区 (壱岐市石田町大字筒城仲触字隕瀬 1760～字瀬坪1801)	堤防 (水門等) 突堤		235 1基 45m	+3.3 —	— —	— —	石田町の一部 —	耕作地 —	
8	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 石田筒城地区 (壱岐市石田町大字筒城東触字片部 842～石田南触字錦1)	護岸 突堤		26 2基 62m	+3.3 —	— —	— —	石田町の一部 —	耕作地 —	
9	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	妻ヶ島海岸 松ヶ元地区 (壱岐市石田町妻ヶ島字宝ヶ元558～字松ヶ元30)	護岸		27	+3.3	—	—	石田町の一部	農地 なし	
10	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	妻ヶ島海岸 宝ヶ元地区 (壱岐市石田町大字妻ヶ島字宝ヶ元559～438)	護岸		85	+3.3	—	—	石田町の一部	農地 なし	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	池田東海岸 四郎瀬地区 (壱岐市石田町大字池田東触字小白瀬 1197)	護岸		96	+3.3	—	—	石田町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
12	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	池田東海岸 小白瀬地区 (壱岐市石田町大字池田東触字小白瀬 1026～1064)	護岸		52	+3.3	—	—	石田町の一部	耕作地	
13	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 倉谷地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字倉置995～ 倉谷989)	護岸		75m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作 放棄地	
14	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 平床地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字平床551～ 古場525)	護岸		67m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
15	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山西海岸 平川地区 (壱岐市郷ノ浦町初山西触字平川269～ 261)	護岸 (水門 等)		209m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
				突堤		1基 35m	—	—	—	—	—	
16	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 南川地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字小場424～ 495)	護岸		150m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
17	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 塩屋地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字小場471～ 字南川125)	護岸		107m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
18	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山西海岸椿川地区 (壱岐市郷ノ浦町初山西触字西川182～ 字椿川145)	護岸		353m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤		1基 29m	—	—	—	—	—	
19	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	坪海岸 高磯地区 (壱岐市郷ノ浦町坪触字高磯13～7)	護岸		180m	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作 放棄地	
20	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	原島海岸 原島東地区 (壱岐市郷ノ浦町原島字田ノ頭374～ 389)	護岸		235	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
21	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	原島海岸 原島西地区 (壱岐市郷ノ浦町原島字鉾崎318～戸丸 84)	護岸		429	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	長島海岸 赤部地区 (壱岐市郷ノ浦町長島字赤部149～188)	護岸		55	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
23	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大島海岸 渡良大島地区 (壱岐市郷ノ浦町大島字下根瀧1584～1546-1)	堤防		155	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
24	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良海岸 懸州地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良浦字懸州524～571)	護岸		350	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
25	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良浦海岸 呼瀬地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良浦字呼瀬583～614)	護岸		354	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
26	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良東海岸 柏地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良東触字柏2690～2719)	堤防		169	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
				突堤		2基 37m	—	—	—	—	—	
27	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	庄海岸 池ノ下地区 (壱岐市郷ノ浦町庄触字池ノ下1069～字田代1186)	堤防 (水門 等)		452	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤		1基 15m	—	—	—	—	—	
28	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	庄海岸 海田新田地区 (壱岐市郷ノ浦町庄触字池下1070～本村触字出口672)	護岸 (水門 等)		130	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
29	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城本村海岸 出口地区 (壱岐市郷ノ浦町半城本村触字出口666～字薄井902)	護岸 (水門 等)		282	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
30	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城本村海岸 薄井地区 (壱岐市郷ノ浦町半城本村触字薄井993～995)	護岸 (水門 等)		118	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
31	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 松崎地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字倉置1323～1333)	護岸 (水門 等)		110	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.5

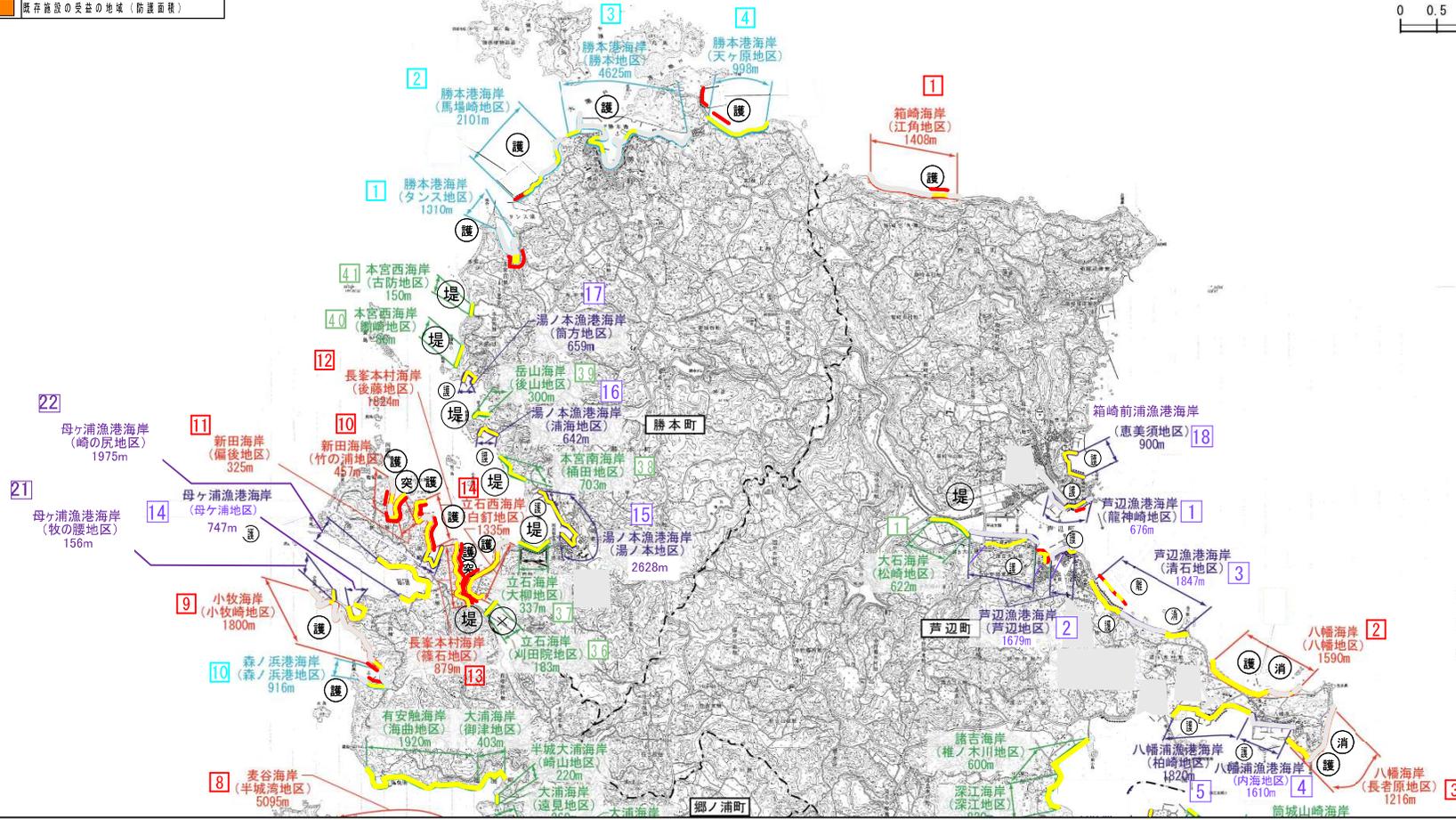
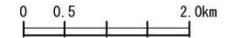
区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
32	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 遠見地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字遠見1～字大浦129)	堤防 (水門 等)		215	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
33	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城大浦崎海岸 崎山地区 (壱岐市郷ノ浦町半城大浦触字土肥崎2101～569)	堤防 (水門 等)		113	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
34	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 御津地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字崎山564～有安触字灘2)	護岸 (水門 等)		368	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤		1基 36m	—	—	—	—	—	
35	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	有安海岸 海曲地区 (壱岐市郷ノ浦町有安触字海曲1396～字森旅1)	護岸		1,807	+3.3	—	—	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
				突堤		3基 130m	—	—	—	—	—	
36	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	立石海岸 刈田院地区 (壱岐市勝本町立石西触字刈田院993～991)	堤防 (水門 等)		183	+3.3	—	—	勝本町の一部	耕作地 県道	
37	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	立石海岸 大柳地区 (壱岐市勝本町立石西触字大園220～大柳442)	堤防		220	+3.3	—	—	勝本町の一部	耕作地	
38	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮南海岸 桶田地区 (壱岐市勝本町本宮南触字桶田575～1332-1)	堤防		572	+3.3	—	—	勝本町の一部	耕作地	
39	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 後山地区 (壱岐市勝本町本宮仲触字後山919～957)	堤防		300	+3.3	—	—	勝本町の一部	耕作 放棄地	
40	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 鋤崎地区 (壱岐市勝本町本宮西触字鋤崎644-イ～638-2)	堤防		86	+3.3	—	—	勝本町の一部	農地 なし	
41	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 古防地区 (壱岐市勝本町本宮西触字古防1335～1337)	堤防		138	+3.3	—	—	勝本町の一部	耕作地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩斜堤防を含む）
	護岸（緩斜護岸を含む）
	壘壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	護堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（緩門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸没区域）
	既存施設の受益の地域（防護面積）



凡 例	
	市町村界
	国土交通省水管理・国土保全局所管
	国土交通省港湾局所管
	農林水産省農村振興局所管
	農林水産省水産庁所管
例 ○○海岸：海岸名（中分類）	
△△地区：地区海岸名（小分類）	
××m：海岸保全区域延長	



図一-3.5 海岸保全区域の指定状況（五島・沓岐・対馬沿岸）（1）

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (水国局)	三宇田海岸 西泊地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	240m	240m	+2.450	—	—	対馬市上対馬町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	対馬市	長崎県 (水国局)	唐舟志海岸 津和地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	305m	305m	+2.66	—	—	対馬市上対馬町の一部	農地	
3	対馬市	長崎県 (水国局)	五根尾海岸 名方浦地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	210m	210m	+0.100	—	—	対馬市上対馬町の一部	農地	
4	対馬市	長崎県 (水国局)	茂木浜海岸 茂木地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	595m	595m	+3.050	595m	+3.050	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地	
5	対馬市	長崎県 (水国局)	位ノ端海岸 位ノ端浜地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	2,194m	2,811m	+2.050	2,194m	+2.050	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
6	対馬市	長崎県 (水国局)	千尋藻海岸 花戸地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	165m	165m	+2.050	165m	165m	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
7	対馬市	長崎県 (水国局)	幸崎海岸 幸崎地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	870m	870m	+0.080	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
8	対馬市	長崎県 (水国局)	安神海岸 ワゴ地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	520m	520m	+1.310	—	—	対馬市厳原町の一部	農地	
9	対馬市	長崎県 (水国局)	椎根海岸 椎根地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	2,200m	2,200m	+3.490	—	—	対馬市厳原町の一部	農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
10	対馬市	長崎県 (水国局)	阿連海岸 ワシカ地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	1,830m	1,830m	+0.500	—	—	対馬市厳原町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
11	対馬市	長崎県 (水国局)	今里海岸 今里地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	2,474m	2,474m	+1.115	2,474m	+1.115	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
12	対馬市	長崎県 (水国局)	加志海岸 加志浦地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,700m	1,700m	+0.455	1,700m	+0.455	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
13	対馬市	長崎県 (水国局)	箕形海岸 箕形浦地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,233m	1,233m	+1.485	1,233m	+1.485	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	長崎県 (水国局)	洲藻浦海岸 洲藻地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	726m	72m	+0.615	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
15	対馬市	長崎県 (水国局)	五調海岸 大山久須保地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,437m	1,351m	+0.775	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
16	対馬市	長崎県 (水国局)	島山海岸 島山地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,692m	1,692m	+1.275	1,692m	+1.275	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
17	対馬市	長崎県 (水国局)	大山海岸 大山地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	887m	887m	+1.495	887m	+1.495	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 濃部地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,300m	1,300m	+2.700	1,300m	+2.700	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
19	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 石原地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	746m	746m	+2.160	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
20	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 坂ナシ地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	96m	96m	+2.130	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
21	対馬市	長崎県 (水国局)	糸瀬海岸 糸瀬地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	292m	292m	+1.920	—	—	対馬市豊玉町の一部	農地	
22	対馬市	長崎県 (水国局)	貝鮒海岸 貝鮒地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	994m	994m	+2.855	994m	+2.855	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
23	対馬市	長崎県 (水国局)	嵯峨浦海岸 嵯峨地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,436m	1,436m	+1.425	1,436m	+1.425	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
24	対馬市	長崎県 (水国局)	佐志賀海岸 佐志賀在所地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	620m	620m	+1.095	620m	+1.095	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
25	対馬市	長崎県 (水国局)	卯麦海岸 卯麦地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	497m	497m	+2.120	497m	+2.120	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
26	対馬市	長崎県 (水国局)	佐保浦海岸 佐保浦地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,100m	1,100m	+0.665	1,100m	+0.665	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
27	対馬市	長崎県 (水国局)	貝口海岸 貝口地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,077m	1,077m	+1.355	1,077m	+1.355	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
28	対馬市	長崎県 (水国局)	田ノ浜海岸 田ノ浜地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	510m	510m	+2.400	510m	+2.400	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
29	対馬市	長崎県 (水国局)	刈生海岸 田ノ浜地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	150m	651m	+0.120	—	—	対馬市上県町の一部	農地	
30	対馬市	長崎県 (水国局)	井口浜海岸 佐護北里地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	650m	650m	+2.150	—	—	対馬市上県町の一部	農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 西泊地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	890m	771m	+3.384	—	—	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤	○※		2基 100m	—	—	—	対馬市上 対馬町の 一部		
2	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 古里地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	2,634m	208m	+0.884	—	—	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
3	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 比田勝地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	238m	238m	+1.284	90m	+1.284	対馬市上 対馬町比 田勝の一 部	宅地	
4	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 網代地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	2,260m	1,404m	+2.684	—	—	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
5	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 大増地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	630m	630m	+1.584	—	—	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
6	対馬市	長崎県 (港湾局)	小茂田港海岸 小茂田地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	1,245m	915m	+5.500	—	—	対馬市厳 原町の一 部	宅地 農地	
				離岸堤	○※		2基 260m	—	—	—	対馬市厳 原町の一 部		
				養浜			314m 15,700m ²	—	—	—	対馬市厳 原町の一 部		
7	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 赤崎地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	340m	333m	+3.468	—	—	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 竹敷地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,569m	1,538m	+3.468	—	—	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
9	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 島ノ内地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,063m	157m	+3.468	—	—	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	
10	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 樽ヶ浜地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	470m	185m	+2.968	—	—	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	
11	対馬市	長崎県 (港湾局)	鹿見港海岸 久原地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	1,185m	1,001m	+2.800	—	—	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
12	対馬市	長崎県 (港湾局)	鹿見港海岸 鹿見地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	1,042m	481m	+2.800	—	—	対馬市上 県町の 一部	宅地 農地	
13	対馬市	長崎県 (港湾局)	佐須奈港海岸 大地地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	895m	70m	+1.650	—	—	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
14	対馬市	長崎県 (港湾局)	佐須奈港海岸 佐須奈地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	1,125m	822m	+1.700	—	—	対馬市上 県町の 一部	宅地 農地	
15	対馬市	長崎県 (港湾局)	曾ノ浦港海岸 位ノ端地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	617m	617m	+2.3	400m	+2.3	対馬市豊 玉町の 一部	宅地 農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	対馬市 (水産庁)	豊漁港海岸 豊地区 (対馬市上対馬町豊地先)	護岸	○	247.0m	+1.1~1.3	247.0m	—	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	対馬市	長崎県 (水産庁)	泉漁港海岸 泉地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	570m	+1.871	—	—	対馬市上対馬町の一部	農地 宅地	
3	対馬市	対馬市 (水産庁)	富ヶ浦漁港海岸 富ヶ浦地区 (対馬市上対馬町富ヶ浦地先)	護岸	○	94.0m	+2.0	94.0m	—	対馬市上対馬町の一部	宅地	
4	対馬市	対馬市 (水産庁)	唐舟志漁港海岸 唐舟志地区 (対馬市上対馬町唐舟志地先)	護岸	○	137.0m	+1.9	137.0m	—	対馬市上対馬町の一部	宅地	
5	対馬市	対馬市 (水産庁)	浜久須漁港海岸 浜久須地区 (対馬市上対馬町浜久須地先)	護岸	○	664.5m	+1.2~1.7	664.5m	—	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	
6	対馬市	対馬市 (水産庁)	浜久須漁港海岸 大增地区 (対馬市上対馬町大增地先)	護岸	○	1043.0m	+1.2~1.8	1043.0m	—	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	
7	対馬市	対馬市 (水産庁)	五根緒漁港海岸 五根緒地区 (対馬市上対馬町五根緒地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	対馬市	長崎県 (水産庁)	小鹿漁港海岸 小鹿地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	173m	+3.266	—	—	対馬市上対馬町の一部	農地 宅地	
				突堤	○※	70m	+1.366	—	—			

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	対馬市	対馬市 (水産庁)	志越漁港海岸 志越地区 (対馬市峰町志越地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
10	対馬市	対馬市 (水産庁)	志多賀漁港海岸 志多賀地区 (対馬市峰町志多賀地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	対馬市	長崎県 (水産庁)	佐賀漁港海岸 佐賀地区 (対馬市峰町地先)	護岸	◎※	20m	+2.110	—	—	対馬市峰町の一部	農地 宅地	
12	対馬市	対馬市 (水産庁)	柳漁港海岸 柳地区 (対馬市峰町柳地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	対馬市	対馬市 (水産庁)	千尋藻漁港海岸 千尋藻・戸の浦・鍵川・浦底・横浦地区 (対馬市豊玉町戸の浦・鍵川・横浦地先)	護岸	○	2641.9m	+2.0~3.7	2641.9m	—	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	対馬市 (水産庁)	塩浜漁港海岸 塩浜地区 (対馬市豊玉町見世浦地先)	護岸	○	164m	+2.5	164m	—	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
15	対馬市	対馬市 (水産庁)	賀谷漁港海岸 賀谷地区 (対馬市美津島町賀谷地先)	護岸	○	677.8m	+2.4~3.5	677.8m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
16	対馬市	対馬市 (水産庁)	芦ヶ浦漁港海岸 芦ヶ浦地区 (対馬市美津島町芦ヶ浦地先)	護岸	○	2015.1m	+2.5~3.2	2015.1m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
17	対馬市	対馬市 (水産庁)	赤島漁港海岸 泊島地区 (対馬市美津島町赤島地先)	護岸	○	596m	+2.7~2.8	596m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	対馬市	対馬市 (水産庁)	住吉漁港海岸 住吉地区 (対馬市美津島町住吉地先)	護岸	○	187m	+2.4~2.5	187m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
19	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 飛渡地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	60m	+1.610	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
20	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 鴨居瀬地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	2,260m	+3.210	—	—	対馬市美津島町の一部	農地	
21	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 小船越地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	357m	+2.510	—	—	対馬市美津島町の一部	農地 宅地	
22	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 畠ヶ浦地区 (対馬市美津島町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
23	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 犬吠地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	135m	+2.774	—	—	対馬市美津島町の一部	農地 宅地	
24	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 万関地区 (対馬市美津島町久須保地先)	護岸	○※	201m	+2.774	—	—	対馬市美津島町の一部	農地 宅地	
25	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 久須保地区 (対馬市美津島町久須保地先)	護岸	○※	33m	+2.774	—	—	対馬市美津島町の一部	農地 宅地	
26	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 緒方地区 (対馬市美津島町緒方地先)	護岸	○※	20m	+2.774	—	—	対馬市美津島町の一部	農地 宅地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
27	対馬市	対馬市 (水産庁)	大船越漁港海岸 大船越地区 (対馬市美津島町大船越地先)	護岸		145m	+3.8~5.0	145m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	1379m	+3.0~3.2	1379m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
28	対馬市	対馬市 (水産庁)	高浜漁港海岸 高浜地区 (対馬市美津島町難知地先)	護岸	○	253m	+1.0~2.7	253m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
29	対馬市	対馬市 (水産庁)	根緒漁港海岸 根緒地区 (対馬市美津島町根緒原陰地先)	護岸	○	27m	+2.7	27m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
30	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 曲地区 (対馬市厳原町曲地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
31	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 南室地区 (対馬市厳原町南室地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
32	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 阿須地区 (対馬市厳原町東里地先)	離岸堤	○※	1基 50m	+4.070	—	—	対馬市厳原町の一部	農地 宅地	
33	対馬市	対馬市 (水産庁)	尾浦漁港海岸 尾浦地区 (対馬市厳原町尾浦地先)	護岸	○	326.4m	+5.5	326.4m	—	対馬市厳原町の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 171.4m	—	1基 171.4m	—	—		
				突堤	○	2基 78m	—	2基 78m	—	—		
34	対馬市	対馬市 (水産庁)	安神漁港海岸 安神地区 (対馬市厳原町大米地先)	護岸	○	227.5m	+6.5	227.5m	—	対馬市厳原町の一部	宅地 農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
35	対馬市	対馬市 (水産庁)	久和漁港海岸 久和地区 (対馬市厳原町浜側地先)	護岸	○	338m	+2.4~3.5	338m	—	対馬市厳原町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
36	対馬市	対馬市 (水産庁)	内院漁港海岸 内院地区 (対馬市厳原町内院在家地先)	護岸	○	260m	+7.0	260m	—	対馬市厳原町の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 70m	—	1基 70m	—	—		
37	対馬市	長崎県 (水産庁)	豆酸漁港海岸 浅藻地区 (対馬市厳原町浅藻地先)	護岸	○※	823m	+3.643	—	—	対馬市厳原町の一部	農地 宅地	
38	対馬市	長崎県 (水産庁)	豆酸漁港海岸 豆酸地区 (対馬市厳原町豆酸地先)	護岸	○※	220m	+5.205	—	—	対馬市厳原町の一部	農地	
				離岸堤	○※	1基 178m	—	—	—	対馬市厳原町の一部	農地	
				突堤	○※	100m	—	—	—	対馬市厳原町の一部	農地	
39	対馬市	対馬市 (水産庁)	瀬漁港海岸 瀬地区 (対馬市厳原町瀬地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
40	対馬市	長崎県 (水産庁)	久根浜漁港海岸 久根浜地区 (対馬市厳原町久根浜地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)				延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
41	対馬市	対馬市 (水産庁)	上槻漁港海岸 上槻地区 (対馬市厳原町上槻在家地先)		護岸	○	215m	+8.0	215m	—	対馬市厳原町の一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
42	対馬市	対馬市 (水産庁)	阿連漁港海岸 阿連地区 (対馬市厳原町阿連地先)		護岸	○	229m	+7.0	229m	—	対馬市厳原町の一部	宅地 農地	
43	対馬市	対馬市 (水産庁)	尾崎漁港海岸 尾崎地区 (対馬市美津島町尾崎地先)		護岸	○	263m	+3.7	263m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
44	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 今里地区 (対馬市美津島町今里地先)		護岸	○	157.0m	+2.3	157.0m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
45	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 吹崎地区 (対馬市美津島町吹崎地先)		護岸	○	221.4m	+2.5~5.2	221.4m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
46	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 昼ヶ浦地区 (対馬市美津島町昼ヶ浦地先)		護岸	○	26.5m	+3.1	26.5m	—	対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
47	対馬市	対馬市 (水産庁)	唐崎漁港海岸 (唐州地区) 唐州・廻・妙見地区 (対馬市豊玉町唐州・廻・妙見地先)		護岸	○	1096m	+2.7~4.5	1096m	—	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
48	対馬市	対馬市 (水産庁)	小綱漁港海岸 小綱地区 (対馬市豊玉町小綱地先)		護岸	○	970m	+2.3~3.0	970m	—	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
49	対馬市	対馬市 (水産庁)	銘漁港海岸 銘地区 (対馬市豊玉町銘地先)		護岸	○	660.5m	+2.6~4.5	660.5m	—	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
50	対馬市	対馬市 (水産庁)	三根漁港海岸 賀佐地区 (対馬市峰町賀佐地先)	護岸	○	195.0m	+0~2.5	195.0m	—	対馬市峰町の 一部	宅地 農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
			三根漁港海岸 狩尾地区 (対馬市峰町狩尾地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
51	対馬市	対馬市 (水産庁)	木坂漁港海岸 木坂地区 (対馬市峰町木坂地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
52	対馬市	対馬市 (水産庁)	青海漁港海岸 青海地区 (対馬市峰町青海地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
53	対馬市	対馬市 (水産庁)	津柳漁港海岸 津柳地区 (対馬市峰町津柳地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
54	対馬市	対馬市 (水産庁)	越高漁港海岸 御園地区 (対馬市上県町御園地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
			越高漁港海岸 越高地区 (対馬市上県町越高地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
55	対馬市	長崎県 (水産庁)	伊奈漁港海岸 伊奈地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	165m	+3.240	—	—	対馬市上県町の 一部	農地 宅地	
56	対馬市	長崎県 (水産庁)	伊奈漁港海岸 志多留地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	165m	+3.240	—	—	対馬市上県町の 一部	農地 宅地	
57	対馬市	対馬市 (水産庁)	佐護湊漁港海岸 佐護地区 (対馬市上県町佐護地先)	堤防	○	119.4m	+2.5	119.4m	—	対馬市上県町の 一部	宅地 道路	
				護岸	○	159.3m	+3.4~3.7	159.3m	—	対馬市上県町の 一部	宅地 道路	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
58	対馬市	対馬市 (水産庁)	西津屋漁港海岸 西津屋地区 (対馬市上県町西津屋地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	
59	対馬市	対馬市 (水産庁)	大浦漁港海岸 大浦地区 (対馬市上対馬町大浦地先)	護岸	○	1052.0m	+1.4~2.1	1052.0m	—	対馬市上対馬 町の一部	宅地 農地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設